

消費税率の引上げ決定

平成25年10月1日の記者会見で、安倍 晋三首相が平成26年4月1日から消費税率を8%へ引き上げることがを表明しました。

平成24年8月22日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（以下、「改正消費税法」）」において、平成26年4月1日からの消費税率の引上げが規定されていたものの、改正消費税法内に含まれる景気弾力条項により引上げ施行の停止措置の可能性がありました。

具体的には、消費税率の引上げは経済状況を好転させることを条件として実施するため、消費税率の引上げ施行前に、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、引上げ施行の停止を含めた所要の措置を講ずることが明記されていました。

今回の会見において、景気弾力条項による引上げ施行の停止措置が行われないことが明言され、平成26年4月1日から消費税率が8%へ引き上げられることが確定しました。

消費税率の段階的引上げと実施時期

消費税の税率が、平成26年4月1日より8%（地方消費税1.7%含む）に引き上げられることが確定しました。さらに、平成27年10月1日からは、10%（地方消費税2.2%含む）に引き上げられる予定です。

10%への引上げについて

平成27年10月1日から消費税率が10%へ引き上げられることについても改正消費税法に規定されていますが、8%への消費税率引上げ時と同様に、景気弾力条項により経済状況等を総合的に勘案した上で、引上げ施行の停止を含めた所要の措置を講ずることとされています。



経過措置

8%への消費税率引上げが確定したことにより、消費税率引上げに伴う経過措置の適用に留意が必要です。施行日以後も引き続き5%が適用される主な経過措置は次のとおりです。この他にも所要の経過措置が設けられていますので、詳細は担当者までご連絡ください。

1. 指定日（平成25年10月1日）がポイントとなる経過措置

- ① 工事の請負等に関する経過措置
平成8年10月1日から指定日の前日までの間に締結した工事に係る請負契約等に基づき、施行日以後に行う課税資産の譲渡等
- ② 資産の貸付けに関する経過措置
平成8年10月1日から指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合における、施行日以後の当該資産の貸付け
- ③ 予約販売に係る書籍等に関する経過措置
指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍等に係る対価を施行日前に領収している場合で、その譲渡が施行日以後に行われるもの
- ④ 通信販売に関する経過措置
通信販売の方法により商品を販売する事業者が、指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って施行日以後に行われる商品の販売

2. 施行日（平成26年4月1日）がポイントとなる経過措置

- ① 旅客運賃等に関する経過措置
施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、施行日前に領収しているもの
- ② 電気料金等に関する経過措置
継続供給契約に基づき、施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの
- ③ 特定新聞等に関する経過措置
不特定多数の者に週、月、その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が施行日前であるもののうち、その譲渡が施行日以後に行われるもの
- ④ 長期割賦販売等に関する経過措置
施行日前に長期割賦販売等が行われる場合における、当該長期割賦販売等に係る賦払金の支払期日が、施行日以後に到来するもの

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2013 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20131001-2

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp